

# 四国中央市医師確保奨学金貸付制度 令和6年度募集要項



将来、四国中央市の医療に  
貢献したい医学生を応援します！

愛媛県四国中央市

## 1. 目的

この奨学金制度は、将来医師として四国中央市の指定医療機関に勤務する意思がある医学生に対し、修学上必要な資金を貸付けることにより、市内の医師の確保を図り、地域医療の充実に資することを目的としています。

## 2. 制度の特徴

- (1) 貸付対象者は、「将来医師として四国中央市の指定医療機関に勤務する意思がある方」で、本人が四国中央市民又は保護者等が市民の方が対象です。
- (2) 四国中央市の指定医療機関で貸付期間と同期間、勤務すれば奨学金の返還を免除します。

## 3. 貸付対象者

四国中央市の指定医療機関で勤務する意思を有し、国内の大学（自治医科大学を除く。）の医学部で医学を専攻する学生  
（同種の奨学金制度を利用している方は、対象外）



## 4. 募集人数

1名

## 5. 奨学金の種類と貸付限度額

- 修学資金奨学金 月額 20 万円
- 入学資金奨学金 上限 50 万円まで（入学金等として大学に収める額）

## 6. 奨学金の貸付期間

- 修学資金奨学金 6 年間を限度とします。
- 入学資金奨学金 入学する年度の 1 回限り

## 7. 貸付申請に必要な書類

- (1) 四国中央市医師確保奨学金貸付申込書（様式第1号）
- (2) 大学の在学証明書
- (3) 大学における学業成績証明書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 本人及び保護者等の住民票の写し
- (6) 履歴書
- (7) 健康診断書
- (8) 保護者等における当該年度の市町村民税所得割の額を証明できる書類
- (9) 入学金等として大学に収めた額を証明できる書類
- (10) 連帯保証人の所得証明書
- (11) 保護者等及び連帯保証人の市町村民税の納税証明書

※申請書類は、四国中央市ホームページからダウンロードできます。



## 8. 募集期間・申請書類の提出方法

- (1) 募集期間 令和6年4月1日（月）～令和6年6月28日（金）
- (2) 提出方法 「7. 貸付申請に必要な書類」を提出期間内に持参又は郵送にて提出してください。

(申請書類の提出先)

四国中央市 市民部 医療対策課（四国中央市保健センター内）

(郵送の場合)

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6-55

四国中央市 市民部 医療対策課

※令和6年6月28日（金）消印有効です。トラブル防止のため、簡易書留等で郵送してください。

(来庁提出の場合)

平日8時30分から午後5時15分の間に来庁してください。

## 9. 貸付けの決定

提出された書類により選定し、その結果を文書にて通知します。ただし必要に応じ、面接を実施することもあります。

## 10. 連帯保証人

貸付申請には、連帯保証人が2名必要です。

連帯保証人は、一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる成人の方で、連帯保証人のうち一人は、貸付けを受けようとする者の父母を充てることが出来ます。

## 11. 奨学金の返還免除

次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部または一部が免除となります。

### (1) 全額返還免除

大学卒業後、1年以内に医師免許を取得し、臨床研修後、直ちに貸付期間と同期間、四国中央市の指定医療機関に勤務したとき。

※ただし、臨床研修を市内指定医療機関で受けると、返還免除の期間に含めることができます。

### (2) 一部返還免除

市内指定医療機関への勤務期間が、貸付期間と同期間に達しなかった場合は、勤務期間部分のみ免除となります。

## 12. 奨学金の返還

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の全部または一部を、以下の方法により返還しなければなりません。

### (1) 返還事由

- ①奨学金の貸付けを取り消されたとき。
- ②市内指定医療機関への勤務期間が、貸付期間と同期間に達しなかったとき。
- ③大学卒業後、1年以内に医師免許を取得できなかったとき。
- ④臨床研修後、市内指定医療機関に勤務しなかったとき。
- ⑤奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

### (2) 返還方法

返還事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸付けを受けた奨学金に利息を付して、返還しなければなりません。

### (3) 返還利息 年10パーセント

### (4) 延滞利息

正当な理由がなく、期限までに返還されなかったときは、延滞利息をお支払いいただきます。延滞利息は年14.6パーセントです。

### 13. 奨学金の返還猶予

次のいずれかに該当する場合は、必要な手続きを行うことで、その事由が継続する期間は返済を猶予します。

- (1) 奨学金の貸付けを取り消された後も引き続き、大学に在学しているとき。
- (2) 指定医療機関での勤務期間が、貸付期間に達しなかった後も、引き続き医療機関に勤務しているとき。

### 14. 貸付けの取り消し

奨学生が、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸付けが取り消されます。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 同種の資金の貸付けを受けていることが判明したとき。
- (5) 奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

### 15. 貸付けの停止

奨学生が、休学及び停学、留年した場合は、その期間の奨学金の貸付けは停止します。

四国中央市約8万人の命と健康を守るため、  
あなたの協力が必要です！



## 四国中央市医師確保奨学金貸付制度に関するQ & A

Q1 指定医療機関はどういったところになりますか？

A1 市内医療機関で、救急医療に協力頂いている医療機関が対象です。  
詳細は、お問い合わせください。

Q2 2回生ですが、貸付けを受けることはできますか？

A2 入学資金奨学金については入学年度のみですが、修学資金については、途中からでも貸付けを受けることが可能です。

Q3 四国中央市内に臨床研修を受けられる医療機関はありますか？

A3 現在のところございません。詳細は、お問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

愛媛県四国中央市 市民部 医療対策課

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6-55

・電話：0896-28-6157

・FAX：0896-28-6213

・E-mail：iryō-saisei@city.shikokuchuo.ehime.jp

・ホームページ：

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/58/3941.html>

